

(1) 計画の基本理念・基本方針

○基本理念

総合的な空家等対策による安心・安全な魅力ある住環境の実現

【空家等対策全般の概念図】



○4つの基本方針

1. 予防	空家等問題の発生・管理不全な空家等の抑制の強化
2. 利活用	空き家の活用・流通促進の強化
3. 適正管理	管理不全な空家等の維持管理、除却の強化
4. 連携体制の強化 【新規】	地域や関係団体等の連携体制の強化

3方針を後押し

(3) 成果指標

○空家等対策の成果指標

指標名	基準値 (H25)	中間値 (H30)	第1次計画目標値 (R5)	第2次計画目標値 (R10)
空き家率 (住宅・土地統計調査)	14.1%	12.0%	12.9%未満	12.9%未満 第1次計画を継続

※ R5住宅・土地統計調査結果については、総務省よりR6年度公表予定

○各種取組みの成果指標

基本方針	指標名	基準値(過去実績)				目標値
		R1	R2	R3	R4	
予防	市民等への啓発状況 (セミナー、相談会、出前講座、 押しかけ講座等の件数)	1	5	1	8	計画8年間で80回の講座等による啓発 (10回/年)
利活用	流通の促進状況 (空き家バンクの登録件数)	-	-	10	10	計画8年間で120件の登録 (15件/年)
適正管理	管理不全空家等への勧告数	-	-	-	-	計画8年間で120件の勧告 (15件/年)
連携体制の強化	地域への活動支援数	-	-	-	-	計画8年間で40校区の地域への支援 (5校区/年) ※各区1校区/年 ※本市の校区数: 92校区

(4) 計画の評価・検証

※PDCAサイクルによる継続的な施策の推進



(2) 計画の方向性と具体的取組み

基本方針	施策の方向性	具体的取組み
基本方針1. 《予防》 空家等問題の発生・管理不全な空家等の抑制の強化	1 市民・所有者等への意識啓発の充実化	(1)市民への空家等問題に関する広報やパンフレット等による幅広い意識啓発の実施 継続 (2)セミナー・相談会等による所有者等や地域住民への情報提供や相談対応 拡充 (3)所有者等への働きかけによる意識の醸成 拡充
	2 各種取組み、相談窓口の情報発信の充実化	(1)空き家や既存住宅に関連する各種取組み、相談窓口等の集約 拡充 (2)高齢者等にわかりやすい広報 拡充
	3 空き家の老朽化防止のための施策の拡充	(1)空き家管理事業者紹介制度の案内 継続 (2)空き家への取組みを実施している金融機関等の紹介 拡充 (3)管理不全空家等、特定空家等になる前の段階での除却の促進 新規
基本方針2. 《利活用》 空き家の活用・流通促進の強化	1 既存住宅等の質を確保し、市場流通を促進するための施策の拡充	(1)既存住宅の質の向上や流通を促進するための仕組みづくり 拡充 (2)地域活動拠点等のまちづくりに対する空き家活用支援 継続 (3)空き家活用促進区域の指定の検討 新規
	2 管理不全空家等・特定空家等への行政からの働きかけの強化	(1)所有者等把握の円滑化 拡充 (2)適切な管理がなされていない空家等に対する働きかけ、取組みの強化 拡充 (3)所有者不在等の場合の対応のルール化 拡充
	3 管理不全空家等、特定空家等に関する相談における関係部局との連携	(1)空家等の所有者等への情報提供の充実 継続 (2)周辺に悪影響を及ぼす危険な空家等の除却の促進 拡充
基本方針3. 《適正管理》 管理不全な空家等の維持管理、除却の強化	1 地域、民間団体等、行政との連携した相談体制の強化や支援の拡充	(1)地域との連携 拡充 (2)専門家団体、民間事業者等との連携 拡充
	2 庁内関係部局等との連携による施策等の相乗効果	(1)住宅政策との連携 拡充 (2)都市政策との連携 拡充 (3)移住政策との連携 継続 (4)子育て政策との連携 新規 (5)まちづくりとの連携 継続 (6)啓発等における関係部局との連携 拡充 (7)管理不全な空家等に関する相談における関係部局との連携 継続 (8)国や県等との連携 継続
	3 空き家活用促進区域の指定の検討	(1)空家等の所有者等への情報提供の充実 継続 (2)周辺に悪影響を及ぼす危険な空家等の除却の促進 拡充
基本方針4. 《連携体制の強化》 地域や関係団体等の連携体制の強化	1 既存住宅等の質を確保し、市場流通を促進するための施策の拡充	(1)既存住宅の質の向上や流通を促進するための仕組みづくり 拡充 (2)地域活動拠点等のまちづくりに対する空き家活用支援 継続 (3)空き家活用促進区域の指定の検討 新規
	2 管理不全空家等・特定空家等への行政からの働きかけの強化	(1)所有者等把握の円滑化 拡充 (2)適切な管理がなされていない空家等に対する働きかけ、取組みの強化 拡充 (3)所有者不在等の場合の対応のルール化 拡充
	3 管理不全空家等、特定空家等に関する相談における関係部局との連携	(1)空家等の所有者等への情報提供の充実 継続 (2)周辺に悪影響を及ぼす危険な空家等の除却の促進 拡充

※具体的取組みの注記

第1次計画の取組みとの関係性について、次の区分により記載しています。

【新規】：新たに「具体的な取組み」として定めたもの

【拡充】：「具体的な取組み」の中に、新たに取組む事業を定めたもの